

## 一般廃棄物処理手数料の改定について（お知らせ）

### ■門真市内の事業系一般廃棄物排出事業者の皆さまへ

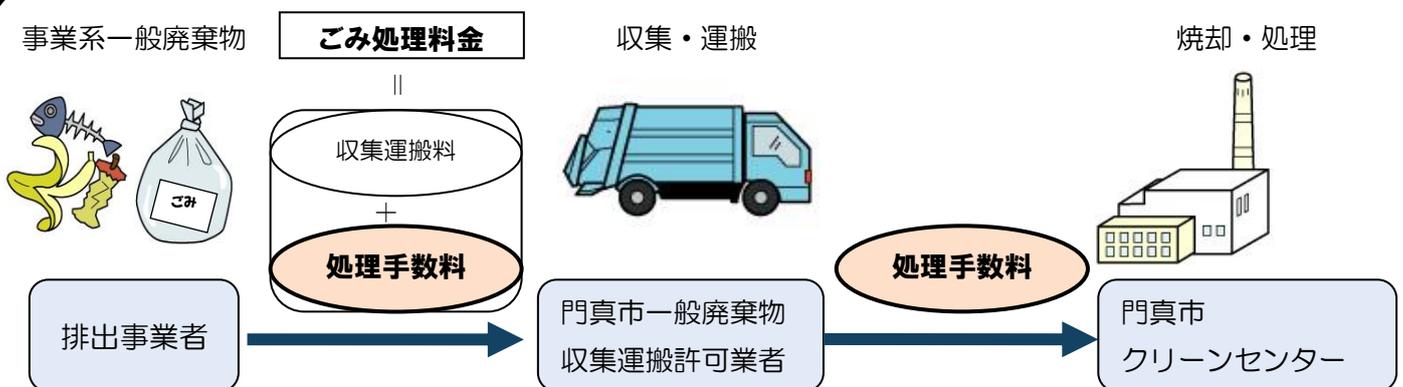
門真市では、クリーンセンターで処理するごみ処理手数料を、平成 30 年 4 月から 90 円/10 kg としていましたが、ごみ排出量の抑制のほか、受益者負担の適正化を図るため、令和 8 年 4 月から 120 円/10 kg に改定することとしました。

ごみ処理手数料については、中間処理に要している費用（約 320 円/10 kg）の半額程度をご負担いただくよう、段階的に見直しを行ってまいります。

排出事業者の皆様におかれましては、事業系ごみを処理するにあたり適正な料金負担についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、一般廃棄物収集運搬許可業者との契約金額の変更の有無や内容については、委託されている収集運搬許可業者にご確認いただきますようお願いいたします。

### ■事業系一般廃棄物の処理に係る手数料の流れ



事業系一般廃棄物を処理するにあたって、一般廃棄物収集運搬許可業者にごみ処理料金として「収集運搬料金」と「処理手数料」を支払っていただきます。

一般廃棄物収集運搬許可業者は、クリーンセンターに搬入し、「処理手数料」を門真市に支払います。

令和 8 年 3 月 31 日まで

90 円/10 kg

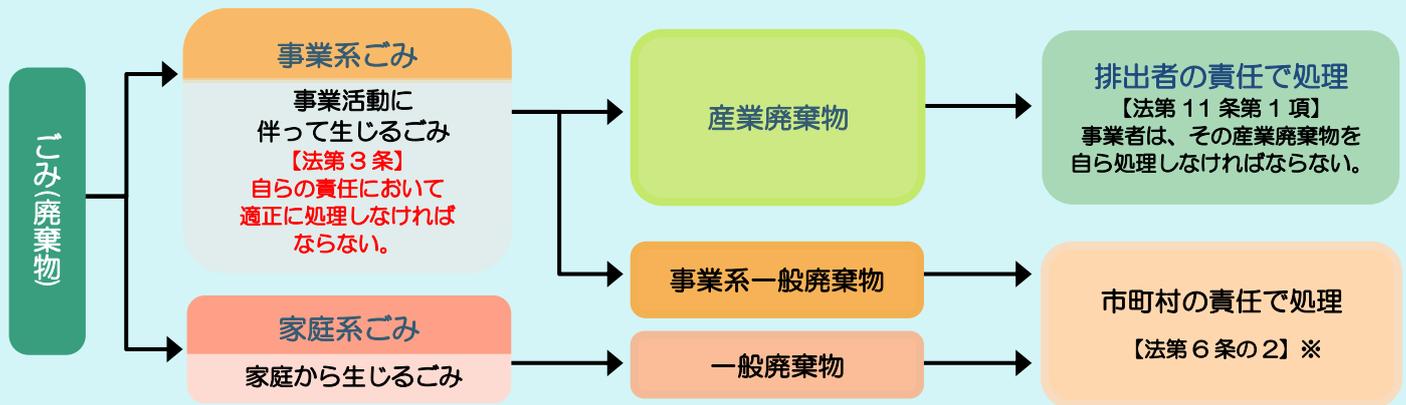


令和 8 年 4 月 1 日から

120 円/10 kg

## 事業系一般廃棄物とは

ごみには家庭から生じるごみ(家庭系ごみ)と事業活動に伴って生じるごみ(事業系ごみ)があり、事業系ごみには事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



## 事業系ごみQ & A

Q1 事業所から出たごみの処理はどうすればいいのか？

A1 市では、事業系ごみは収集していません。事業者が自ら処理するか、事業系一般廃棄物については市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者に、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者に依頼してください。

Q2 少ししかごみが出ない。種類も一般家庭から出るごみと変わらないが？

A2 事業活動に伴って排出されたごみは、少量であってもその種類によって産業廃棄物か一般廃棄物に区分されます。産業廃棄物は当該廃棄物の許可を取得している産業廃棄物処理業者に、事業系一般廃棄物については市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して適正な処理をしてください。

Q3 事業系ごみを地域のごみ集積所に出したら、罰則がありますか？

A3 地域のごみ集積所は、家庭から出るごみを出す場所ですので、量や種類に関わらず事業系ごみを出すことはできません。また、事業系ごみを地域のごみ集積所へ出す行為は、不法投棄にあたりますので、「廃棄物処理法」違反となり、1000万円以下の罰金または5年以下の懲役刑の罰則があります。

Q4 新聞、雑誌、ダンボール、雑がみなどは地域の集団回収に出してもいいのですか？

A4 地域の集団回収は家庭から出る資源化物を収集する場です。事業所から出る資源化物を出すことはできません。各事業者で古紙回収業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

Q5 個人情報書類や機密書類はどのように処理すればいいのですか？

A5 一般廃棄物収集運搬許可業者または専門業者にご相談ください。また、シュレッダー処理された紙も資源化できますし、出張裁断や直接溶解を行う機密書類処理専門業者も増えています。

Q6 従業員が出した弁当がら、ペットボトル、空き缶、空きびんなどはどうしたらいいですか？

A6 従業員が出した弁当がら、ペットボトル、空き缶、空きびんなどは産業廃棄物の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずになります。適正に処理できる産業廃棄物処理業者に依頼するとともに、資源化できるものは資源化してください。